

# 松戸市教育委員会会議録

令和2年10月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和2年10月定例会

開 会	令和2年10月8日(木) 午前10時	閉 会	令和2年10月8日(木) 午前11時50分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年10月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	学校教育部 審議監	大淵 俊介	23		
4	教育企画課 課長	菊地 治秀	24		
5	” 課長補佐	大西 真	25		
6	” 主幹	永淵 智幸	26		
7	” 主任主事	島村 仁美	27		
8	” 主事	金子 悟	28		
9	社会教育課 課長	瀬谷 眞一	29		
10	” 主幹	関山 純也	30		
11	” 主査	江畑 典和	31		
12	” 主査	木村 勉	32		
13	” 主査	橋本 欣之	33		
14	博物館 次長	堤 和子	34		
15	学務課 課長	近松 真哉	35		
16	” 課長補佐	鈴木 俊世	36		
17	市立高等学校 事務長	久保田 昭彦	37		
18			38		
19			39		
20			40		

## 令和2年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和2年10月8日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

## 令和2年10月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第27号

松戸市文化財審議会に対する諮問について (社会教育課)

#### ② 議案第28号

令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異動方針  
並びに令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異  
動実施方策の制定について (学務課)

#### ③ 議案第29号

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(学務課)

### (2) 報告等

① 「松戸の作家の紹介講座」について (社会教育課)

② 令和3年松戸市成人式について (社会教育課)

③ 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、1名の方から傍聴したい旨の申出があります。今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたします。傍聴の方は、既に別室に入場されています。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

---

#### ◎開 会

**教育長** ただいまから、令和2年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。よろしくをお願いします。

---

#### ◎報 告

**教育長** 議題に入ります前に、ご報告があります。

このたび山形照恵委員が任期満了を迎えられましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得、10月8日付にて市長より任命をお受けになり、再任されました。

任期は令和6年10月7日までの4年間でございます。

それでは、山形委員より一言ご挨拶をお願いします。

**山形委員** ありがとうございます。

新たに4年間委員を務めさせていただくことになりました山形です。よろしくお願いいたします。

気持ちを新たにしながら、この多様性にあふれながらも地球環境のこと、感染症のこと初め、いろいろな健康問題、そして少子高齢化についても関連し、学び続けながら、一市民として意見させていただけることを光栄に思っていますとともに、とても重要な役目を、精い

っばい学びながら進んでいきたいと思ひます。

コロナウイルスの影響でたくさんの方が変わって行く中で、地域の助産師として、子育てを通してその経験から、命を諦める選択をするケースが増えていること、これはとても重大な課題です。この部分についても、本来サポートできることがもっとあったならと思ひますし、そもそも子育てについての価値や経験、当たり前のことではなく、辛くて大変な時期をたくさんの方のサポートを受け、地域で子育てをみんなですていこうという風潮、文化の醸成は、本来生涯学習であり、教育は大きな影響を与えるのではないかと思ひています。

子育てする世代の変化と、子供の人口減少とともに、いろいろな問題視されている部分でいえば、例えば不登校が問題という言葉がありますが、本来は問題ではなく、システムや仕組みの不足から起こっているものではないかと思ひてもおひります。子供の人権を守り、人格を守るのも教育の役割なのではないかとも感じながら、現状、現役の保護者様たちにも意見を聴かせていただきながら、本当に子供に必要なことは何か、逆に不必要なことは何かを考えていく時期になったとも感じています。

先日フィンランドの校長先生が、日本の学校のマラソン大会の順位について、スポーツは楽しむことで、健康を保つための教育として、順位を付けることに疑問を持たれていました。その回答に、私はとても共感しました。

本当に必要なものは何か、その本質を見つめながら、子育て支援の現場にいる者として、また、内閣府から提案されている性暴力被害3か年計画の、来年4月から始まる命の安全教育について、子供たちが自分の人生を自分で決定できるための教育の権利を守るために意見をさせていただけたらと思ひます。

まだまだ未熟な部分ではありますが、引き続きよろしくおひ願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎議席の指定

**教育長** ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席をいただいている席を議席として指定いたします。ご承知おきください。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告等3件となっております。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者をお願いします。よろしくお願いいたします。

---

◎議案第27号

**教育長職務代理者** よろしくお願ひいたします。

重ねてですけれども、私、割と地声が大きいですけれども、マイクをそばに寄せて話します。記録もありますし、傍聴の部屋への音声が十分弱いということですので、ご留意いただいて、発言の際にはマイクの近くでぜひよろしくお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第27号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

**社会教育課長** 社会教育課長の瀬谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第27号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明をいたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり諮問をするものでございます。

提案理由は、小金牧五香六実野馬除土手を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

文化財の指定につきましては、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に、市内に存在する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財に指定することができると規定されており、また、同条第3項に文化財を指定するには、あらかじめ松戸市文化財審議会に諮問しなければならないと規定されております。

それでは、今回の議案についてご説明をいたします。

指定を検討しております当該地は、松戸市五香8丁目から六高台8丁目にかけてでございます。現在の松戸市東側は、江戸時代には幕府が直轄する小金牧の一部に含まれており、多くの馬がこの牧の中で放牧をされておりました。今回指定を検討しております野馬除土手は、



元来牧から馬や野獣が外に出るのを防ぐために築かれたものでございます。

明治時代に小金牧が廃止された後、野馬除土手のほとんどは破壊されましたが、当該地の現状は民有地に接する箇所、一部が削平されているものの、比較的良好な状態で保存をされております。小金牧は、市内では最も良好な状態で保存されており、かつての市域と牧との関わりを今に伝える貴重な史跡でございます。

以上の理由から、小金牧五香六実野馬除土手を松戸市指定文化財に指定するため、松戸市文化財審議会への諮問についてお諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第27号については、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。資料で4ページまで、写真があるところです。

伊藤委員、お願いいたします。

**伊藤委員** ちょっと細かいことを幾つかお聞きしたいんですが、この野馬除土手は松戸市内に幾つかあり、その中で一番保存状態が良いので、今回これが選ばれたのかということが一つです。その場合、ほかのところも今後また同じようなことを検討されていく予定があるのかどうかということですか。

2つ目が、この野馬除土手は現在市が保有されておられるということなんですが、立入りとかを含めて、何か制限とかそういったものはなく、全く自由に市民の方、往来する方が使っているのか。今後この指定されたことによって、指定された標識とか何かはできるんでしょうけども、何か立入り面で制限というか、一定の制約が設けられるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたい。

3点目ですけど、野馬除土手というのは、今回これは確認に近いんですけども、文化財の候補として上げられるのは、松戸では初めてだというふうに考えていいのでしょうかということですか。

以上です。

**社会教育課長** 伊藤委員から、今3点のご質問をいただきました。

まず、これも含めまして野馬除土手、11か所ほどございます。今回の指定をさせていただきたい場所につきましては、今お話あったように、市の所有をしているところでございまして、保存状態も一番よろしいところでございます。

今、含めて11か所と言いましたけども、この土手の形を残しているものというものがほか

に一、二か所はあるんでございますけども、やはり民有地ということもございまして、その所有者の意向などもありますので、今回こちらのほうの指定をさせていただきたいと考えております。

次に、立入りにつきましては、これは特に柵とかがあるものでございませぬので、制限はされるものではございませぬ。ただ、土手でございまして、そこで入ってどうのこうのというところではないと思います。

最後に、今回この野馬除につきましては、市内で初めて指定をお願いするものです。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。伊藤委員、よろしいですか。

**伊藤委員** もう1点だけ。私もこの野馬除土手というものがあるというのは、松戸に来てから初めて知りました。恐らく全国的にはほかにも数か所あるのかもしれませんが、非常に珍しいものだろうとは思いますが。

せっかく文化財に指定されるのであれば、何か市民への周知というか、もっとこれを知ってもらおうというようなことを、恐らく松戸市民もほとんど知らないんじゃないかなと思いますので、ちょっと何か広報面とか、もちろん今回指定されることによって何らかの発表があると思うんですけども、その辺のところはどういうふうにご検討されるのかという。

**教育長職務代理者** 掲示といいますか、案内板とか復元図とか、この場所ですよとか、何か市民の思いをはせる広報というものが行われるのかどうかということかと思っております。

**社会教育課長** もし今回の指定をされた後ですが、説明板などを立てて、まず野馬除土手がどういうものかということ訪れた方に知っていただきたいと思っております。また、そのほかホームページで指定文化財ということで、周知はさせていただきます。

ただ、昨今いろいろとコロナの関係もありまして、ICTなどでもいろいろなことが広報とかにも使われておりますので、そちらのほうもまた改めて検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

武田委員。

**武田委員** 今いろいろと教えていただいて、この土手の形が、ほかに民有地で2か所ほど優良に残っているところがあるというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、以前のお

寺の門であるとか石碑であるとかも、当然私有地内のもので、それを何らかの交渉によって保存の形をとってきた経緯があります。民有地という以上、所有者がどういう方でどういう状態にあるかなど事情は分かりかねるので、勝手なことは申し上げられないんですけれども、所有者に対して、比較的保存の方向性でお願いという形で、例えばこの度の指定するタイミングなのでご説明されるとか、あるいは賛同を得るとか、何かそういったことも、せっかく優良な形のものがほかにもあるのであれば、活動してもいいのではないかなというふうに思います。

実際、この野馬除土手って私も今回初めて知りましたので、全国的にどのぐらい数があって、どういった意味で貴重なのかというのを、もう少し補足説明していただけたらうれしく思います。

**教育長職務代理者** 2点ですかね。民有地にある野馬除土手に対する姿勢は、市教委としてはどうするか。それから全国的な位置づけと言いますか、全国の状況と、その2点だと思います。

**社会教育課長** 2点いただきました。まず、今回指定をしたい場所につきましては松戸市の所有ですので、もちろん松戸市のほうで管理させていただきますが、今回ほどは保存は良くないにしろ、やはり1か所ほどはあるんですけども、そちらにつきましては、今現在は管理の手助けということで、幾らか報償は出させていただいております。

今後その野馬除土手、今松戸市内に今回の指定したい場所と、そのほか一、二か所ということでございますけども、やはり一番は、こちらはもちろん残したい気持ちはあるんですけども、所有者の意向が一番に、今のところはなっていると思います。また、ほかの指定するものもありますので、その辺のバランスも考えながら、今後検討することになるかどうかは考えております。

あと、全国的にどうかということなんですけれども、まず、これは江戸時代にあったものなのですが、かなり専門的な話になるので、担当者からご説明させていただいてもよろしいですか。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

**社会教育課主幹** 社会教育課文化財班の主幹でございます、関山と申します。

全国的にこうしたものがあるかというご質問ですけども、少し言い方は難しいのですが、やはり江戸時代に牧が置かれていた場所に限られると思います。千葉県は比較的多いようでして、房総のほうにもたしか峯岡牧という牧があったかと思います。全国的にどこにあった

というのは、今、具体的に申し上げられないのですが、江戸時代に馬の産地として有名だった地域にはあったかと思います。

囲いをどのようにしていたかというのも、正確にはわかりかねますが、恐らく同様の土手を牧の周囲に巡らす、それから土手とセットのことが多いのですが、堀を掘って、乗り越えて出にくい形で囲っていたんだらうと思います。

あと、松戸に残る、あるいは昔で言うと下総の国にある牧の場合で、自然の地形を使っているとところもございまして、土手と谷の部分をうまく連携して、たやすく外へ出られないようにという構造になっているものもございまして。

ほかの地域の情報はあまり持ち合わせておりませんので、ここまでとさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**武田委員** 専門の方がいらしているので、ついでにお伺いしてもいいですか。

今のお話で聞くと、要するに全体像の広さというのは把握できない形に、今いらっしゃるということですかね。

それと、最近山城であるとか土塁であるとかってすごくブームになってきつつあって、生涯学習として興味持たれる方っていらっしゃると思うので、専門にご存じの方がいらっしゃるのであれば、何かそういう機会というのをこれから、つくってお知らせしてあげていただきたいなという気持ちも、すいません、お会いしたので思ってしまったんですが、いかがでしょうか。

**社会教育課長** 専門ではありませんが、後半のご質問に答えさせていただきます。

今、コロナ禍の影響で開催ができておりませんが、もともと史跡巡りというマイクロバスで市内の史跡を回って、うちの学芸員などが説明をする事業は、今もやっております。ただ、コロナ禍の影響でマイクロバスを使うことができないため、今は開催できないような状況になっております。こちらは大変好評でございます。

これは、私どもの事業ではないんですけども、市内で、文化財保護の団体がございまして、そちらの団体でも独自にそういうイベントをやっております。先日その会長にお会いして、お話をたまたましてきたのですが、やはりこういうコロナ禍で外に出れない方が多いので、開催いたしますと、今かなり好評で、いろいろな方が来てくださるということで聞いております。

委員がおっしゃるように、今文化財というのはかなり注目をされてきてございまして、観光ともつなげていく予定でございます。ですので、今後そういうことも含めて、いろいろな周

知方法、検討をさせていただいているところです。またご報告ができるところがあれば、報告をさせていただきたいと思います。

すいません、ちょっと牧の話、私専門ではないんですが、農政局のホームページなどから江戸時代の牧の情報などもございますが、千葉県内ですとやはりかなり大きくございまして、もちろん東葛のほうからつながって千葉の先のほうまで、また今の成田と、かなり広い範囲で牧がございます。

ですので、やはり当時千葉県というのは、江戸時代、牧がとても多いところだったと思います。ですので、松戸市以外でも、今回の野馬除土手については、船橋とか鎌ヶ谷とか、そういうところも指定文化財として今保存をしているところです。ですので、私ども松戸市としましても、やはり大事なこれは文化財ですので、今後継承していきたいと考えております。以上です。

**教育長職務代理者** そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今回、文化財に指定することを諮問するということですので、市の役割が何なのか。民間の団体がそういう史跡について注目をして、活用といいますか、みんなでそういうものに触れるという団体もある。

市はそういったものにお墨付きと言うとあれですけども、しっかりと評価をして確立するという、これはその段階なんだろうと思うので、全て行政でやるというのは無理な中で、そういった連携がうまくいくような周知、お金をかけることじゃないことでも、期待されるのではないかというのが、武田委員からのご発言の背景だと思っております。

こういったことを通じて、粘り強く文化財の保護ということに進めばいいのかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第28号

**教育長職務代理者** 次に、議案第28号「令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、学務課長、よろしいでしょうか。

**学務課長** 学務課長の近松でございます。よろしくお願いいたします。

議案第28号「令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和2年度末及び令和3年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」お願いいたします。

本件につきましては、本来千葉県教育委員会制定の令和2年度末及び令和3年度公立学校職員人事異動方針と、公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、本市の人事異動方針実施方策を策定するべきものでございます。

しかしながら、今年度につきましても、過日県の人事異動方針は示されましたものの、まだ県の実施細目が示されておられません。例年の状況でございますが、10月中旬頃に示されており、それを待って本市の人事異動方針、人事方策を制定いたしますと、高校職員の異動希望調査票の提出締切りが11月初旬となっておりますので、日程的な余裕がなくなってまいります。

こうした事情によりまして、例年と同様に今年度も、過日公表されました県教育委員会の人事異動方針を踏まえながら、昨年度制定された県教育委員会の人事異動方針と人事異動実施細目に準じまして、本市の人事異動方針実施方策を策定し、この10月の教育委員会定例会議に提案をさせていただきました。

さて、昨年度からの改正点やその趣旨につきましては、お手元の資料10ページから12ページの新旧対照表と主な改正点と理由にお示ししてございます。今回の改正点は2点となります。1点目ですが、県教育委員会の人事異動方針に準じた改正と、2点目が年度表記の改正となっております。

それでは、人事異動方針の改正についてご説明いたします。

資料10ページ、人事異動方針の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1、一般方針の項目3の文言を一部改正いたしました。具体的には、昨年度までの「管理と指導に優れた適任者の管理職等への登用及び配置に努める。」から、「組織マネ

ジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。」に改めました。また、新たに「働き方改革を核とする」という文言を加えました。

これらは、千葉県の人事情況方針に準じて改正したもので、管理職等に求められる資質をより明確にし、適任者の登用及び配置を一層推進する姿勢を示すものでございます。

その他は、年度表記の改正となります。

次に、人事情況方針の改正についてでございますが、資料11ページにお示しをいたしました。こちらにつきましては年度表記の改正のみとなっております。

以上、市立高校の人事情況方針並びに人事情況実施方針についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第28号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

年度表記の改正はよろしいとして、そうすると大きな点では、文言が少し入れ替わったところがあります。

ご質問あるいはご意見いかがでしょうか。

どうぞ、山形委員から。

**山形委員** 今回変わったところの点で確認というところでは、働き方改革を核とするというところで、今回コロナの関連で学校見学等が全くできていないので、現状として働き方改革の核ということで、以前タイムカードなどを使用するお話は聞いたんですが、コロナ禍で今働き方改革どころではないかもしれないんですが、現状今どのような工夫をされていて、そういうものが核になるのかというところの確認と、組織マネジメント力という言葉がありますが、どんなポイントで組織マネジメント力というものを見定めていくかというところを、ご意見聴きたいと思いました。

管理職等のところの、管理職というのは教頭先生、校長先生に当たると思うんですが、「等」というところが学務主任さんなのかその下の学年主任なのかという、その辺のところを確認したいです。お願いいたします。

**学務課長** 第1点目の、働き方改革の実情というところでございますが、自分は義務のほうから来ておりますので、高校と多少違うところはあるかなとも思うんですが、確かに今コロナ禍ということで、いろいろ消毒であったりとか健康観察という部分は、確かにちょっと大変になっている部分もあるのかなというふうに思うんですけれども。

ただ、そこにもございますけれども、やはり合理的な部分というんでしょうか、費用対効果というのが当たるかどうか分からないですけども、そういった勤務時間、合理化であったりとか業務の効率化というところ、それから何といても今求められているのは、いろいろな課題に対して1人で対応することなく、組織として対応していくというところが、一つ大きな視点になるかなというふうには捉えておりますし、市立高校の校長もそのあたり、組織で対応することで、一人一人の負担を減らしながら働き方改革につなげていくところというところが、今ポイントになっておるかなというふうに考えております。

それから、2点目の組織マネジメントという部分でございますが、昨年までは管理と運営という文言がその中で使われていて、県の方針のほうも、今年からこのマネジメント力ということで、違いがどこにあるのかという部分で言いますと、やはり管理職につきましては、管理と運営、中の人材の、あるいは学校のハードの部分の管理とか、中の先生方の管理とか指導とかというところだけではなく、今そういう意味では、学校外の様々な資源というんでしょうか、人も含めて、そういったあたりとも連携を図っていくという部分が必要になってきているのかなと。

そういう意味で、より多様な人材を組織的にまとめていくというところ、そういった力が今、やはり校長というのも学校の経営者でございますので、必要になってくるのかなというところで、今回マネジメントという言葉に変わったというふうに捉えておるところでございます。

それから3点目、管理職等というところでございますが、管理職というのは、市立高校でいえば校長と教頭ということになるわけですが、ただ、当然それに次ぐミドルリーダーというんですか、そういった部分も、学年主任とかそういった教務主任とか、高校で言えば各部というのがございますので、教務部だったり生徒指導部だったり、そういうところをまとめていく人材につきましても、ミドルリーダーたる人物を、そういう人たちも含めて適正に配置するというふうに考えております。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**伊藤委員** 今のご説明で、従来の管理と運営に優れたとおっしゃったんですが、文章を見ると、「管理と指導に優れた」とあるわけですよ。だから、管理と運営というのは、もちろん確かに同じようなことを示しているんですけども、指導というのは何かちょっと別のことかなというふうに思います。



そういうことから考えると、今回変えられたのが組織マネジメント力等となっていますが、組織マネジメント力というのは、今ご説明あったように、管理と運営を含めた、さらにそういう対外的なものを含めた非常に包括的な言葉なので、片仮名になるというので若干ごまかされるようなところもあるんですけども、組織マネジメント力ということで決して悪くはないのかなと、私は思っています。

今まであった「指導」という言葉がなくなりましたが、校長先生やら副校長とか教頭先生が、先生に対する指導とか全般的な指導力というか、そういったものを発揮されるかどうかを期待されているのであれば、組織マネジメント力というものの中に指導というのは必ずしも入らないのかなというのが、ちょっと私の感覚としてはあるので、あえて言えば、例えば「等」が入っているので「等」で読むんですというふうに言われればそれまでなんですけれども、ちょっと何かその辺のところ、少し気にはなるんですが。

**教育長職務代理者** 今のご質問あるいはご意見というところの、先ほどのご説明でも、12ページの下から4行目にあるような、管理職等に求められる資質をより明確にしたという、今ご提案なんです。

組織マネジメント力というのがより明確にして、組織マネジメント力と言っているけれども、逆に従来の管理と指導、その指導というところは少しかなり引いた感じが感じられると。そういうリーダーシップも期待されるのではないかと思ったときに、そこら辺をどう読むか、捉えるかというところに、少し、いま一つ着地しない感じがするということだと思います。

ちょっと先ほどの質問とも関連するので、実際これは方針の非常に概括的な、包括的な部分ですので、これによって何が変わるというところが、実際はそんな変わらないのかもしれないけど、でも言葉を変えるというのは、それなりの意味と背景があると思うので。

どうでしょうか。管理と指導とかなり一方向的なものから、組織マネジメント力、組織としてあるいはチームとして、あるいは対外的な関係も含めてマネジメントする力というふうに言い換えたところの背景、もう少し何か補足していただけると、理解が進むと思いますが。

学校教育部長、お願いいたします。

**学校教育部長** 私は県にいた関係で、統括的に見たイメージとして、やはり管理職が個々の教員に対して、1対1の中でそういった指導力という部分を高めるというだけでは、学校運営が通らなくなっている。

というのも、先ほど学務課長が申し上げたように、組織が機能しなければ、一つ一つの課題に向き合えないという大きな課題が見えているという中から、一人一人をいかに結び付け

て、組織として課題に対応していくような学校経営を今後は進めていけるような管理職の育成、人材登用が必要であると、こういう観点から出てきていると、このように捉えております。

**教育長職務代理者** 伊藤委員、よろしいでしょうか。

**伊藤委員** そうしますと、管理職に求められるものとして、この組織マネジメント力等ということで、今のようなご説明や、学務課長のご説明も含めてそういうふうに理解して、特にもう指導というのはあまりそんな求められないんだというふうに、もちろん全くないというあれではないでしょうけども、あえてここには、あえて指導は落としたんだというふうに理解してよろしいかということです。

**教育長職務代理者** ちょっと理解を深めるために、関連する質問等出てから、またご答弁をお願いしたいと思います。

武田委員、関連しますよね。

**武田委員** はい。9ページの職種別の異動方策というところに、登用に当たって女性の積極的な登用とともに、経歴、年齢に捉われることなくと、その後、管理・指導及び云々というふうに出ていて、私はこれ全部を含めることがマネジメント力というふうに捉えているのか、あるいは、こちらの文言というのは松戸が独自に考えている方策であって、県のほうで考えているのとは些少のずれがあるというふうに捉えるのか、ちょっと今のを聴いていて分からなくなってしまったので、逆に精査していただきたいなと思います。

**教育長職務代理者** 職種別の異動方策に出てくる管理指導という文言があると。これは管理職に、校長、教頭のところにそういう文言があるというところと。

**武田委員** 今のマネジメント力の定義づけと、こちらの異動の方策というのにかかっているいろいろな、こういう人材を求めるところの、あらゆる見識に優れとかいろいろな部分というのは、リンクした上でつくっているものなのか、別として松戸独自で挙げているものなのか、ちょっと混在した感じがしたので、精査して教えていただきたいなと思っています。

**教育長職務代理者** まず、松戸独自で文言を今変えているということではないというご説明が、さっきあったと思います。県教委のこの異動方針に準じてと、昨年の異動方針を反映しているというようなことですね。

まずそこはそうだとすれば、じゃ、その文言が、ここが変わって、こちらの職種別というところでは管理と指導、それ以外が書いてあります、人格・見識に優れ、資質に富む有為な人材、この考え方。

先ほどの伊藤委員の質問も、組織マネジメント力という中から、指導というものが質を変えて落ちたのか、あるいは今までの管理・指導というかなり一方向的に感じられるものから、組織マネジメント力という中に包含されるものなのか、こちら辺のご説明で、今の武田委員のご質問にも何となくあれしてくるような気がするんですけど、どうでしょうか。

**学校教育部長** 当然のごとく、指導ということも含まれていると。つまり、育てていくということは大前提に置きながらも、先ほど申し上げたように、個々の関わり合いという部分でのマネジメント力も必要と。包括されているという解釈でいいのではないかと思います。

**教育長職務代理者** 文言が変わったことで、今少し議論になっているのは、最初伊藤委員がおっしゃったように、横文字になってちょっと何かふわっとごまかされたような感じもあるという中に、何が含まれるのかということ、今掘り下げたところだと思います。

そうすると、武田委員の質問のこちらの職種別の校長、教頭のところに書いてあることは、こちらの一般方針のほうの3にあるものと整合するというご説明があったと、包含するものであり、整合するものであるというご説明があったようです。

武田委員、質問に対していかがですか、理解ができたという。

**武田委員** そうであってほしいと思ったので、良いと思います。

**教育長職務代理者** 分かりました。

**伊藤委員** ちょっと今の点とは別で、6ページなんですけど、実施要項の適正配置についてというところで、「開かれた学校づくりや」とあるところなんですけど、異校種間の連携を推進するために、いろいろ小学校、中学校、高等学校云々ということによってやっていくという方針だと思います。また、開かれた学校づくりというのは、よくいろいろな高等学校で聴く言葉なんですけど、市立松戸高校として具体的に開かれた学校づくりを目指すために、何かこういうことをやろうとしているとか、ちょっともう少し、この開かれた学校づくりを目指す何か具体的な方策を、もしあれば教えていただきたいと思うんですけど。

**教育長職務代理者** この方針は方針として理解するために、具体的な取組について教えてほしいということだと思います。

市立高等学校事務長、お願いいたします。

**市立高等学校事務長** 市立高校の事務長です。よろしく申し上げます。

開かれた学校づくりの具体例といたしまして、近隣中学校との生徒及びいろいろな授業の交流ということで、本校の生徒、今年ちょっと行けないんですけど、マレーシア研修等々の報告会を近隣の小中学校で行ったりとか、あと大学との連携ということで、大学のほうから

講師を招いて高大連携ということで、我が校の生徒に講義を行ったりですとか指導をしていただくようなこともやっております。

以上でございます。

**伊藤委員** 今の具体的な説明は、何か異校種間の連携というか、それと何か重なるような印象があるんですが、何か開かれた学校づくりということで、例えば地域とのいろいろな連携を図っておられるとか、地域というのは必ずしも特定の地域だけではないので、幅広いと思うんですけども、何かそういうコミュニティというか、そういったものとの交流というか、そういったようなことは今のところないというふうに理解してよろしいでしょうか。

**教育長職務代理者** どうでしょうか。これは実施異動方針の適正配置のところの文章ですよ。ご質問で、そういう取組があるのかどうかということですよ。ここの異動に関する適正配置に関連してということよりも、地域コミュニティとの関わりというか、開かれた学校づくりという文言に対しての取組について、ちょっとこの範囲にこだわらずに教えてほしいという、この人事のお話にこだわらずに、何か事例をというご質問でいいですかね。

これは人事のお話なので、地域コミュニティとの関わり等についての質問ということになると、少しちょっと、かなり広がっているように感じるんです。この議案というか、この文章の提案の。

**伊藤委員** ここに開かれた学校づくりという言葉が挙げられているので、その説明をしてもらいたかっただけなんですけど。

**教育長職務代理者** 開かれた学校づくりというカテゴリというか切口で、どういうことをやっていますか。

**伊藤委員** 今ご説明いただいたんですけども、それが必ずしも開かれた学校づくりということに直接リンクしないで、むしろ異校種間の連携に関連するようなことにしか受け取れなかったもので、それ以外のことはないですかとお聞きしたのですが。例えばコミュニティとかそういったいろいろな外の社会とのお付き合いとか、そういったものはやっておられるんですかという。

**教育長職務代理者** よろしいですか。開かれた学校づくりということに対する取組、広く、そういったこととすると、何か事例がありますかというご質問ですけども。

**学務課長** 地域との関わりという部分では、当然地域の中の学校ですので、一つ今具体的にこういうことを例えばやっていますというのを、ちょっと今頭の中にないので、お答えはできないんですけども。

あとは必要なのは、いろいろ市立高校のほうもホームページ等も使いまして、情報の発信という部分も、開かれた学校という枠の中で言うと多く取り組んでいる、これはどこの学校でも小中も含めて今やっているところですけども、そういった部分もあるのかなと捉えております。ちょっと今その程度しかお答えができないんですが。

**教育長** 伊藤委員さんが気にされた「開かれた学校」というのは、もちろん10年、20年ぐらい前までは一切文言には出てこなかったたぐいのもので。県立高校もそうですけれども、小中高それぞれその動きが起きてから、学校評議員制度等ができて、評議員を例えば市立高校には小学校や中学校の校長、周りの校長が入ったり地域の代表が入ったりして、取り組んでいます。

そういう意味で、以前の学校だけという感覚から、「もっと地域を巻き込んでいろいろな意見交換をしてくださいよ」という動きが確実に広がっていますので、地域との関わりは入っていると思います。私もいろいろな行事に出かけたときに、例えば市立高校の生徒が東松戸祭りで演奏しているなど、地域のいろいろな行事にも参加は確実にしていますので、努力をしているというふうに、私は捉えています。

**伊藤委員** 分かりました、ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございました。

非常に広い言葉なので、反対に対義語といいますか、閉じられた関係とか、閉じられた世界でないようにしているということでの開かれたということですかね。

**教育長** 付け加えて。先ほどの異校種間連携も、実は以前は全くなかった。人事交流どころか、小中高それぞれでいろいろな事業を共通して行うなんていうことはほとんどなかったので、それも私たちの感覚では開かれた学校の一環という意味に捉えています。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか。

武田委員。

**武田委員** これはちょっと教えていただきたいということなんですが、9ページの2番の(2)担当する教科を変更する希望のある者についてはというところなんですが、中高の教員免許を取るときって、教科が確定した形での採用だと思っていたのですが、例えば国語と歴史とか、2教科にまたがって教員免許を取っている方が、一専門で何年かやってきて、自分が持っている免許の範囲で異動するということ、専門の教員が足りないからお願いしてやってもらうということではなく、本人が希望した場合には、それに応える形でやるということ

示して、これを書かれているのか。

あるいは、全く違って、教科そのものを違うものもやりたいという意欲の下に、さらに勉強するところからのリチャレンジも認めますということなのか。いろいろな定義があるかと思うんですけど、こういった形でこれを書かれているのか教えていただけますか。

**学務課長** 今委員ご指摘のとおり、基本的には免許に基づいてやっておりますので、複数の免許を持っているという場合に、恐らくほぼないことかとは思いますが、ただ、そういう本人のところだったり、学校の事情ということもあるのかもしれないです。

基本免許を基に人を採用していますので、どちらかという委員がおっしゃる前者の、本人のところ、そういう場合にはこの文言にありますように、その機会が得られるように努めるということで、全く否定するものではないという、そういった部分も含めて校内の人事的なものというのは動きますので、というふうに捉えて、とにかく免許というものが大前提にございますので、その中でというふうに捉えていただければと思います。

**武田委員** あくまでも現状の教員の方がご希望されるというか、自分の強い意志に基づいて、こういったことを認める機会を増やしますよというふうに考えていいということですかね。

**教育長職務代理者** そのようなことですかね、先ほどのご説明は前者ということですから、そう。積極的にそういう機会があればいいなと思ったというご意見だと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 同じく9ページの(3)なのですが、国際人の育成や部活動指導に理解を示しとあるんですけども、これも恐らく従来からずっとこういう表現でやっているんだと思うんですが、特に気になるのは、部活動指導に理解を示しというのが、現在の働き方改革の関係で、部活動を積極的に支援することは当然なんですけど、先生たちも部活動を従来どおり顧問にったりあるいは直接指導をすとか、そういうことを求めるようなことが従来からずっと続けられているのであれば、働き方改革の関係で、ちょっとそれは見直そうじゃないかという動きがいろいろあると思うんですが、その辺のところは何か、あんまり従来どおり変わらないという、これがこのまま残るとするのは、同じような感覚をお持ちなのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

**学務課長** 今委員ご指摘のところは、やはり大きな課題ではあろうかなと思います。ただ、特に高等学校の教員の場合、やはり競技に対する専門性とか部活を指導していくということに、一つ教員としての大きな達成感を持っているという教員も、特に高校の場合は恐らく多いの

かなというふうに思っております。

そうした意味では、もちろんいろいろな形があると思いますし、委員ご指摘のところも、これはやはり、じゃ、だったら長時間という部分はあるかと思うんですけども、そのあたりは、活動の時間ですとかそういった部分についても検討していただきながら、そうはいつでも本人の希望とはいっても、体調を崩したり負担になったりということがないようにという部分は、当然配慮をしていかなきゃいけない部分かなというふうに思っておりますし、市立高校の場合は、部活動の指導をサポートする講師というのも今結構入っておりますので、複数でそういった意味では見ていくとか。

ただ、部活に対して非常に、部活というか、その競技の指導に対して情熱を持っている、あるいは指導力があるという部分も、配置に当たっては考慮していきますというところで、この文言があるのご理解いただければと思います。

以上でございます。

**伊藤委員** 結構です、分かりました。

**教育長職務代理者** 働き方改革という側面と、それから部活動を通じて教育的側面と、本当に社会的な認識が今すごく動いている。市長もいつも言っていますけども、外部人材を入れろ入れろというようなこともおっしゃる。いろいろなことが今動いているので、今のところこの文言は、従来どおり残っているということに対する見解をいただいたというふうに理解します。

ほかよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第29号

**教育長職務代理者** 次に、議案第29号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する

条例の制定について」を議題といたします。

学務課長。

**学務課長** 議案第29号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をお願いいたします。

本議案は、松戸市立高等学校の入学者選抜において、台風等の災害で被災し、家屋等の損壊により経済的に困窮している家庭を想定し、入学検査料及び入学料の減免を可能にするため、松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容をご説明いたします。

お手元の資料14ページが、松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の案でございます。

資料を1枚めくりまして、15ページをご覧ください。

新旧対照表を参考にしながらご説明いたします。

現行の松戸市立高等学校授業料等徴収条例第7条の見出し中「（授業料の減免）」を、改正案では「（授業料等の減免）」と改め、同条文中の「一つ」を「いずれか」に改めました。また、同条に次の1項を新たに加えました。「次の各号のいずれかに該当する者については、入学料及び入学検査料を減免することができる。」第1号「台風及びその他の豪雨、暴風等で被災したもの」第2号「前号のほか市長が減免を適当と認めた者」でございます。

以上が、今回の条例改正の内容となっております。

次に、本議案提出についての経緯と理由につきましてご説明いたします。

別冊でお配りしてございます参考資料の表紙を1枚めくりまして、1ページ表紙の裏面になりますけれども、そちらをご覧ください。

昨年度の高校入学者選抜に際しまして、千葉県教育委員会教育長が、県立高等学校長宛に発出した通知の写しでございます。

昨年9月から10月にかけて、南房総地区を中心に県内に大きな被害を及ぼした台風15号、19号及び10月25日の豪雨によって被災した生徒に対して、入学検査料及び入学料の減免を可能にする内容となっております。

昨年度の松戸市立高校の入学者選抜においては、当該台風等で被災した受験者はおりませんでした。しかしながら、松戸市立高校の入学料及び入学検査料について規定した現行の松戸市立高等学校授業料等徴収条例の第7条、参考資料の10ページをご覧ください。同条におきましては、授業料の減免は規定されておりますが、入学料及び入学検査料については減免



の規定がないため、仮に当該台風で被災した受験者があったとしても、減免の措置をとることは困難な状況にありました。

今後も大きな自然災害の発生は予想されるところであり、松戸市内に被害が及ぶ可能性も否定できません。そうした想定の中で、松戸市立中学校等の生徒間において、松戸市立高校と県立高校を受験する場合で、入学料及び入学検査料の減免措置について差異が生じることは、公平を欠く状況となるため、本議案を提出するものでございます。

なお、減免の申請等に関わる規則につきましても、本教育委員会会議に付議する予定でしたが、規則の内容について現在行政経営課との協議が継続しているため、来月の定例教育委員会会議に付議する予定でございます。

加えまして、本議案は12月の定例市議会への提出に間に合わせるため、今回単独で付議することといたしましたことを申し添えます。

以上、松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**教育長職務代理者** 議案第29号についてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 方向としては全然問題ないし、これは非常に良いことだと思うんですが、今回なぜこういう形で改正する方法をとられたのかということをお聞きしたいと思います。現在の条例の第7条で授業料を減免することができるという、(1)から(5)まで理由が上がっているんですが、その中に保護者が災害で生活に困窮している者というのが上がっているんで、今回台風とか豪雨等で被災したケースは、その(2)の災害で被害を受けて生活に困窮しているということの中に含まれるような気もするので、もしそうであれば、この第7条に第2項を付けないで、第7条の各号のいずれかに該当する者については、入学料及び入学検査料を減免することができるというふうにはできなかったのか、あるいはできない理由について何かあるのであれば、教えていただきたい。

**教育長職務代理者** 災害の中に含まれるのではないかと。授業料等としたことでカバーできるのではないかとのご意見、ご質問です。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 先ほども説明をさせていただきましたが、県のほうの、補足の資料のほうにもあり

ますけども、通知等が出ておりますので、やはりそことも合わせてということで、そのこと  
でできるだけそこを具体化することで、受験者の県立高校を受ける者と市立松戸高校を受け  
る者との差異をなくすというところで、こういった表現を新たに加えるということで設定を  
いたしました。

以上でございます。

**伊藤委員** そうすると、従来もちろん入学料、入学検査料は、仮に母子家庭の子弟である  
かそういった理由であっても、それは免除されなかったわけですね。今後それが免除され  
るのは、台風とか何かで被害を受けて困った人たちだということで、そういう人たちは、今  
回の改正によって入学料や入学検査料は免除されるけれども、第7条の（1）の生活保護を  
受けておられる方とか、そういった人たちは、従来どおり入学検査料はちゃんと払いなさい  
よと。それは県の方針であり、したがって、私がさっき言ったような方法でやるとそういっ  
た人たちも免除になってしまうので、それは県と差ができるから、それはできないという、  
そういうふうに理解していいですかね。

**教育長職務代理者** ご説明の中の授業料等という、その授業料「等」に変えるというの  
はありますね。第7条の見出しを変え、同条「一つ」を改め、そうか、第7条の1項のほうはいじ  
らないということですかね。

今の伊藤委員のご質問は、台風の場合とそうでない場合に、入学検査料、それから入学料  
については減免されない扱いとされる扱いに。それが県の扱いなので統一すると、そんな理  
解でいいのかということですよ。

**学務課長** ここでは、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、自然災害等によってと  
いうところで、あくまでも自然災害等で家庭の経済状況が急変したという場合をそこで示し  
ているというふうに押さえていただければと思います。

**教育長職務代理者** ごめんなさい、自然災害をとというのは、今回台風のところを追加した。台  
風、その他の豪雨、暴風等で被災したというところについて、入学料と入学検査料は減免の  
可能性をつくったということですね。そのほかの第1項の5項目の中のものについては、入  
学料、入学検査料については減免はないという理解でいいですね。一応そこを確認をさせて  
いただきます。

市立高等学校事務長。

**市立高等学校事務長** 伊藤委員のほうから、7条を2をつくらなくて1項だけにと、それ  
があればと思うんですが、3年間継続する授業料に関しましては就学支援金制度が始まりま

して、このような家庭については、国のほうから授業料相当額が市のほうに入ってまいります。そういうこともございまして、授業料の改正後の7条の1項になりますが、これに該当するんですが、減免申請というのはないものかというふうに、今のところは考えている状況でございます。

2項について、入学料、それから入学検査料について減免をしようというような意図がちょっとあるということです。

以上です。

**伊藤委員** 確認ですけれども、授業料が7条の5つの理由で減免された場合には、国のほうから補填があるという、そういう理解ですか。

**教育長職務代理者** 7条の1項の災害の中には、つまり授業料を免除する災害の中には含まれるわけですよ、例えば台風とか豪雨とかもね。恐らく。

今の事務長のご答弁は、そういうもので補填されるというか、国から支給され、市に入ってくる。であるから、それは既にカバーされている。ごめんなさい、ちょっと答弁のほうお願いします。

**市立高等学校事務長** 分かりにくくて申し訳ございません。

7条の1項に基づく授業料の減免申請というのは、今の時点ではないということです。

無償化になれば、もう全部授業料はかからなくなりますので、7条の1項は適用されないというか、申請する人はいないと。

**教育長職務代理者** 高等学校の授業料の無償化に伴うものについては、もう既にそのカテゴリーで処理がされてしまうので、問題ないと。それで、入学料と入学検査料については、台風のところに今スポットを当てた第2項を作りました。最近多い自然災害についてそのように制度をつくり、入学の機会を諦めないようにするという手当ををしました。

そのほか、一般的な災害であるとか生活の困窮については、1項のほうでもとより手当をしているし、無償化の法律もあるということですね。でも、入学料と入学検査料については台風で代表される自然災害について今回やっているだけで、そのほかの場合には減免というものが適用はないということですかね、ちょっと最初の質問に戻ると。

**市立高等学校事務長** 7条の2項の第2号でその他市長が認めるというところで、あくまでも一例としては、1号で台風、自然災害のほうをうたっているんですが、今後県より通知が来て、新型コロナで急激に世帯収入が減った場合、配慮するような通知が来た場合は、この2号を適用して、この後ちょっと規則のほうを今詰めているところですが、そこで細かく2号

の内容についてはうたおうかと思っているんですが、それでカバーしていこうというふうに考えて、あくまでも急変、激変世帯を、この2項では対象にしようということになっています。

以上です。

**教育長職務代理者** ちょっと、次回提出される規則の改正と全体を見ると、もう少しいろいろな場合についてのカバーリングが分かるかなというところでしょうかね。ということで、減免しないと決めたわけではないということでしょうかね。

自然災害をきっかけとした生活の激変に、入学料、入学検査料について対応します。ただ、それ以外の市長が認める事例として、例えばというお話で今コロナというお話がありましたけれども、そういったことを含め、何をカバーするのは、入学料、入学検査料についてはこの2項に関する規則の中で考えていくというようなご説明だったと思います。

どうでしょうか、伊藤委員、とりあえずそこで収まりますか。

**伊藤委員** 結構です。

**教育長職務代理者** いろいろな県の条例や規則、それからそのほかの法律、条例との整合だと思えます。そこら辺を詰めるのが、今規則のほうで時間がかかっているということだと思いますので、何か偏ったものにならないように、どこまでカバーしているのかというところが今関心があったということです。引き続きこの条例の後、規則のほうでそこら辺のところをよく検討していただきたいということかと思えます。

よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** そのほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号については原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

---

◎報告等

**教育長職務代理者** 次に、報告等です。

初めに、最初の報告「松戸の作家の紹介講座について」でございます。

社会教育課長、お願いいたします。

**社会教育課長** 改めまして、社会教育課長の瀬谷でございます。よろしく申し上げます。

「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」関連事業「松戸の作家の紹介講座」についてご説明をさせていただきます。

令和2年11月23日、15時から16時30分まで、松戸市民劇場ホールを会場に、展覧会関連事業といたしまして、本市ゆかりの美術作家による講座を開催いたします。

8月30日まで市立博物館で開催をしておりました「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」では、かつて活躍しました松戸ゆかりの美術作家の作品をご覧いただきましたが、本講座は、現在活躍している本市ゆかりのアーティストにスポットライトを当て、過去から現在、そして未来に続く、松戸に根付いた文化芸術の奥深さを感じていただくことを目的に開催をいたします。

講師には、松戸育ちで現在も本市に住む成田久氏を迎え、これまで携わった仕事や作品など、ご自身の表現について講演をしていただきます。ちなみにこの成田氏なんですが、馬橋小学校、第三中学校、あと六実高校と、松戸市内で学んだ方でございます。その後、多摩美大、東京藝大の大学院を修了しております。

この成田氏は、SHISEIDOクリエイティブ本部に所属しまして、マキアージュやTSUBAKIなどのデザインについて、総合演出を手がけるアートディレクションを担当されてきました。アーティストといたしましては、個展等で絵画やコスチュームアート、展示空間を作品とするインスタレーション等の作品を発表。2013年にはNHK大河ドラマ、綾瀬はるかさん主演の「八重の桜」のポスタービジュアルを手がけるなど、全国的に活躍をされております。

また、講演の最後には、成田氏の制作しました衣装をまとった雅楽師による演奏も予定をしております。

定員は、コロナ対策といたしまして市民劇場ホールの半分程度、140名を考えております。そのうち半数ぐらいを小中高生の席として準備をしたいと考えております。なお、ホールにつきましては、現在半数の制限がなくなったこともございますので、場合によっては、応募状況がよくなったときには、また人数は臨機応変に考えていきたいと思っています。

以上、ご説明とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ご報告の1本目です。これは成田さんのご紹介、作家ですね。「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」関連事業として、現在活躍されている松戸の作家と

して、この雅楽の演奏はその衣装を着てそういうものとコラボレーションというか、そういうものをやっていただくとして、成田さんをフィーチャーしたものということです。

松戸市出身ということです。何か美術と音楽とが融合した感じで、なかなかすてきですね。よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

続きまして、「令和3年松戸市成人式について」。

社会教育課長。

**社会教育課長** 続きまして、松戸市成人式についてご報告、ご説明をさせていただきます。

国民の祝日に関する法律に定められました成人の日の趣旨である、「大人になったことを自覚し自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」ための記念式典を、新成人スタッフが企画などに関わりながら開催をいたします。

開催日は、令和3年1月11日成人の日、場所は例年どおり文化会館森のホール21で開催をいたします。

今年の対象者といたしましては、令和2年4月1日現在、4,982人ございまして、3,000人程度の参加を想定しております。

今年の成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年の2部制から3部制へ変更、また開催時間につきましても、1時間から40分に短縮をいたします。詳細な時間につきましては、お手元の資料でご確認をください。

その他の主な感染症拡大防止対策、変更点といたしましては、例年大ホールのみを会場といたしておりましたが、大ホール及び小ホールを定員の半分の人数として、マスク着用をしていただいた上で、入場をしていただきます。

また、小ホールでは、舞台上のスクリーンを利用いたしまして、式典映像をライブ配信いたします。なお、ライブ配信につきましては、当日来場されない新成人やご家族の方々も、スマートフォンやパソコンなどを利用して式典に参加できるよう、ユーチューブにてライブ配信をいたします。

このほか、密状態になることが予想されます記念撮影ブースの代わりに、成人式に関連しましたバーチャル背景画像の配信を、新成人の意見も聴きながら、現在、検討しているところでございます。

令和3年松戸市成人式の説明は以上となります。

**教育長職務代理者** 成人式についてのご報告がございました。

3部制に変えるということですね。中学校区で分けるという中で、それを3つに分けると、9時半から、ゼロ時15分から、3時からということですね。

武田委員、何かご質問、確認。

**武田委員** 成人式なんですけど、例年拝見すると、ホールに入る前のところがすごい状況にいつもなっていて、2部制に分けてもあまり正直変わってはいなかったもので、まだ2部制に分けたときは趣旨が違うので、あれはあれでいいんですけども、今年はそのところの対策は何か考えておられるのかどうか教えていただきたいです。

**社会教育課長** 外の状況だと思うのですが、今年は入場・退場の導線を確保して、ある程度制限をしたいと考えています。そのほか、今回当日の整理員を例年よりも多く配置しまして、注意して、混雑することがないように促していきたいと考えております。

以上です。

**武田委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そうですね。通路を分けて、ただ、立ち止まってしゃべりたいんですよね。その通路で立ち止まるのか、あるいはだったら外で立ち止まるのか。外だと多少風は通るんでしょうけど。いろいろ工夫をしていただいてということですね。想像してもどうなるのか。市場委員。

**市場委員** 式典に出て座っているだけだったら、ほぼ問題ないだろうというのが今の一般的な認識だと思います。しかしながら会ってやあやあやあと抱き合って、大声でしゃべってというのは感染予防の観点から望ましくないでしょう。

今学校健診とかで行くと、学校生活は通常に近い形で行われており、それで感染があまり広がっていません。日本人は欧米の人と、人種的な差なのか分かりませんが、とにかくコロナに対して丈夫というか、何らかの作用で感染がそれほど広がっていません。

そのような状況ですが、大丈夫でしょうというほどの意見はまだないんじゃないかなと思うので、それなりの対策、若い人たちが集まって集団で大声でしゃべるという状況を避ける工夫は、よっぽど考える必要があると思います。

**教育長職務代理者** ご意見として、重ねて心配はあります。

何かありますか。お持ち帰りいただいてということですね。

ファクターXとか山中教授が言っていますが、日本なりアジアには、何かそういう自然免疫とか交差免疫とか何かあるんじゃないかとか、いろいろ言う研究はあっても、それがま

だ分からない中で、今ロッチは1軍から十何人か出たんですかね。やはりそういう状況になればうつるといっても間違いのないことなので。

留意しながらでも実行するというところでございます。

次に、「新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について」でございます。

生涯学習部長。

**生涯学習部長** では、お手元にお配りしておりますA4のペーパーで、施設の運営状況や大会・イベント・講座等の実施状況と記した資料を基に、ご説明をさせていただきたいと存じます。

9月14日にはこういった施設の運用につきまして、国から規制を緩和するような方向性の提示がございました。また、9月15日には県のほうから同様の提示がございまして、そういった国県の動きに合わせまして、本市でも、コロナに関連する運用ということで行っております各施設の運用等についても検討いたしまして、10月1日から変更するような形で行っております。

基本的には、これまで大規模なイベントを行うだとか、あるいは施設でいろいろなコンサートを行うだとか、そういったことに関しましては、本市の場合は、定員の50%で観客を動員するということを前提に、ホール等の運用を行ってきたところがございます。

また、博物館や戸定館といった、来ていただいて回覧していただく施設についても、密にならないような形で人数制限を行った開放といったことを行っていたところでございますが、この国県の規制緩和を受けまして、本市の森のホールあるいは市民会館、市民劇場、そういった大ホールを擁する施設につきましては、基本的には規制を緩和しています。ただ、市民会館につきましては、座席が非常に古い施設なものですから、ほかの施設に比べるとかなり座席の間隔が狭くなっております。なので、100%の動員という形になりますと、座っているだけでも体が触れ合うような状態になってしまうような施設ですので、こちらについては当初が30%の観客動員数で考えていたものを、50%に緩和する方向で運用を始めております。

そのほかの森のホールや市民劇場については、定員どおりの観客。ただ、開催されるイベントの内容、例えばライブハウスみたいに大声を出すような状態、そういったものについては、やはり従来どおりの規制緩和といったことは行っていくことにはなるんですが、例えばクラシックであるとか演劇だとか、そういったものについてのコンサート等については、定員どおりの運用を行っていくような形で、10月1日から始めているところでございます。



続いて、講座等のイベントでございますが、これについても前回9月にもご報告させていただきましたように、順次3密対策等といったことを前提にして、そういったことが確保できるというものについては、講座等についても順次始めているところでございまして、また10月以降についてもこちらに記載のような形で、赤字で記載しておりますようなものを随時開催していくような形で、準備を進めているところでございます。

9月にもご報告させていただきましたが、文化財団のほうで自主的な事業といたしまして、このコロナ禍の中で、例えばピアノを自由に、3台あるピアノを弾き比べをしていただくとか、そういった個人の方が利用することについて、割安で利用していただくような形のことを始めたわけでございますが、それにつきましては、1日当たり利用できるのが10組程度になってしまうところはあるんですが、利用の方についてはすぐ応募があって、利用も埋まってしまうという状況がある中で、非常に好評でございました。こういったことについては、また今後も進めていきたいなというところはございます。

また、森のホールの利用状況でございますけれども、規制緩和等に伴いまして、観客を動員したイベントも行えるということをしたことによりまして、4月当初はほとんどのイベントが、施設が使えないということで中止になるところがあったんですが、大分キャンセルされる状態も緩和はされてきておりまして、まだ今までどおりというわけにはいかないですが、かなりいろいろなイベントが開催されるような形にはなりつつあるというようなことで、運用はされているというところがございます。

以上がコロナ関係の報告にはなるんですが、これに関連いたしまして、前回のときに陸上競技場の運用状況等についてご報告させていただきましたが、こちらにつきましても、陸上競技場をリニューアルしたこと、あるいは夜間照明をつけたことによりまして、かなり利用者が増えておりまして、夜間照明につきましては、ほぼほぼ毎日利用の予約が入っているというような状況で、やはりスポーツに関わる部分については、市民の皆様、コロナ禍においても、非常にやはりいろいろなところで運動していきたいんだなという欲求があったようで、その結果ということでもないんでしょうけども、例年改修前の利用状況に比べれば、利用をする、予約をする割合が増えているというような状況がございます。

簡単ではございますが、以上がコロナに関連いたしました社会教育施設の状況でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

続きまして、学校教育部長、お願いいたします。

**学校教育部長** 新型コロナウイルスの感染拡大防止による休校措置の取扱いについて、変更点がございます。

10月5日の月曜日からなんですけれども、従来までは感染者もしくは濃厚接触者となった場合、基本的には学校のほうは全て休校という対応でやってまいりました。今までの事例、幸いにも児童・生徒が陽性となって休校となるケースは、小・中学校においては出ておりません。ほとんどが家族、父親ないし母親が陽性になったために濃厚接触者となり、そのために休校というのがほとんどでございます。

具体的に学校数で申し上げますと、小学校が22、中学校が5で、2回なっているのが2校出ているような現状です。そこにおいても、濃厚接触者となりましたが、幸いにも児童・生徒は陰性ということが判明し、すぐ再開という措置でよかったというケースなんです。

そのケースを踏まえてよくよく分析していくと、学校全体を休校にしなくとも、まず該当する学年単位での閉鎖という措置でいいのではないかとということから、今回改定をいたしました。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何か確認。

**山形委員** 社会教育のところで、施設の名称のタウンスクール根木内というのがあったのですが、この施設について認識がなかったので、どのようなものか教えていただけますか。

**生涯学習部長** 根木内小学校の空いているスペースを活用しまして、そこで地域の方々がいるような活動ができるようなスペースを開放しているというか、使っていただいて、いろいろな社会教育活動だとかそういう学習活動だとか、そういう活動をしていただくためのスペースとして運用している場所になります。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほかいいですか。

市場委員。

**市場委員** さっきもちよつと言いましたけど、今学校健診とかに行くと、比較的学校生活は通常に近い形で行われているようです。子供が集まってソーシャルディスタンスを保てといても、それは無理な話だろうと、そもそも思います。

それでも、学校の中で広がるケースは非常にまれのようですので、結果的には今のところオーケーかなと。これがこのままずっと行くのかどうかは、ちよつとまだ分かりませんけれ

ども、今のところ学校生活とコロナ対策のバランスがとれた状態でいけているという理解でいいんだろうと、個人的には思っております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、山形委員。

**山形委員** 学校教育のほうで、前回もコロナで学校が不安で行けないお子さんの総数を伺ったんですが、今回もし数字が分かれば教えてください。

**学校教育部長** 前回の報告とほぼ変わらず、やはり家庭のほうが心配だということは変わっておりませんので、引き続き学習支援のほうは行ってまいりたいと思います。

**山形委員** 引き続きお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それではよろしいですか。

報告事項、予定していたものは以上でございます。

---

#### ◎その他

**教育長職務代理者** その他に移ります。

事務局から、博物館の企画展についてですか。

お願いいたします。

博物館次長。

**博物館次長** 博物館次長、堤です。お時間いただき、ありがとうございます。

今回、資料のほうを封筒に入れまして、配らせていただいております。展示図録、企画展のチラシ、企画展招待券と、江戸プロジェクトチラシのほうを配付させていただいております。

今回、令和2年松戸市立博物館企画展でございますが、「松戸と徳川将軍の御鹿狩」ということで、毎回オープニングセレモニーを開催いたしまして、委員の皆様にはご出席のご依頼させていただいておりますが、今回はオープニングセレモニーが中止となりましたので、本日をもってお配りさせていただきます。

この松戸と徳川将軍の御鹿狩ですが、徳川将軍が行った鹿、イノシシ、タヌキなどの獣を狩りをしたというのが、御鹿狩ということと呼ばれております。今回、御鹿狩をテーマとして展覧会は、松戸市博物館では初めてでございます。徳川吉宗を初め、3人の将軍が松戸

の地で松飛台あたりで、延べ4回の御鹿狩を行われました。こちらについては、全国でも松戸だけのイベントでございます。

御鹿狩を行ったテーマは初めてでございます、現在の柏、鎌ヶ谷、船橋までの一帯に当たる農民や武士などを総動員して行われた、幕府の一大イベントでございます。

展覧会では、当時の古文書、絵図、浮世絵を初め、馬や獣のはくせいなど、当時の様子をご覧いただけるような展覧会となっております。チラシのほうの裏を見ていただきたいと思いますのですが、船の模型でございますが、麒麟丸という将軍を乗せるために作った模型でございます、こちらについては今回初めてお借りすることができて、展示をされております。1メートル80センチもある大きな模型でございますので、迫力のある展示となっております。

また、もう一つのチラシのほうの江戸プロジェクトをご覧いただきたいと思いますが、21世紀の森と広場、森のホール21を初め、図書館や戸定歴史館、児童館などと連携しまして、森と公園一帯が江戸となる、江戸時代を感じるイベントをいっぱい開催しております。

公園の茶屋ではイノシシカレーなども食べられる、ちょっと楽しい取組もありますので、展覧会は11月15日までとなっておりますので、ぜひお越しいただければと思います。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

博物館から企画展についてのご案内、その他についてのご案内でした。

そのほか事務局から。

教育企画課長補佐。

**教育企画課長補佐** 教育企画課長補佐の大西です。

市長部局の危機管理課より、避難所開設についてのお知らせがありましたので、私からご報告させていただきます。

ご存じのとおり、市の指定避難所には、小・中学校を初め、多くの教育関係の施設が指定されております。避難所開設につきましては、これまで松戸市では地震災害に備えて考えておりましたが、昨今の豪雨による被害を受け、水害に対する避難計画を別途考えることとなりました。

お配りした資料で、「風水害時の避難所開設について」をご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

台風等で水害の恐れがある場合、第一段階として、常磐線より江戸川寄りの避難所を中心に小学校10校、中学校2校を含む33か所を優先して開設、江戸川の水位が上昇し、危険と判

断されれば、さらに小学校12校、中学校6校を含む20か所を追加して、53か所の避難所開設に拡大します。最終的には106か所の避難所全部を開設する予定となっております。

令和元年度の台風19号の際には、小学校6校を含む26か所が避難所として開設され、約1,400名の方が避難されたと聞いております。今回は、コロナ禍にも配慮した避難所開設を考えたため、昨年の台風19号時の開設よりも多い33か所を、第一段階の避難所開設候補としております。

また、今回、水害の際にペットが同行避難、一緒に避難できる避難所として、3か所が指定されております。その中には小金原体育館も含まれております。ペットの避難場所として、普通の方が避難している場所と離れた、風雨のしのげる地下駐車場を想定しているということ聞いております。

以上、ご報告とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

地震に対するという前提条件が、昨今は台風が、水害が大変被害が大きくなっています。そんなことから、これは危機管理課のほうからということです。

ほかよろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 委員の皆さんからはよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** 次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は令和2年11月12日の木曜日午後2時より、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは確認いたします。

令和2年11月定例教育委員会会議は、令和2年11月12日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和2年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時50分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員